

Q1. 保険料の納付書が届いたが、なぜ年金天引きされないのか？

A1. 次に当てはまる方は、納付書または口座振替での納付となります。

- ① 75歳になられて間もない方
- ② 年金の年間受給額が18万円未満の方
- ③ 介護保険料が年金から天引きされなくなった方
- ④ 介護保険料と後期高齢保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方
- ⑤ 転入して間もない方
- ⑥ 昨年度年金天引きが中止され、納付書で保険料を納めていた方

Q2. 今まで国民健康保険税を口座引落にしていたが、何もしなくても後期保険料は口座引落になるのか？

A2. 科目が違うため、新たに後期保険料を口座引落する手続きが必要です。

Q3. 保険料を年金天引きではなく口座引落に変更したい。

A3. 預金通帳と届出印を用意し、役場窓口でお申し立ていただければ口座引落に変更できます。申出月から約3～4か月ほどで口座振替に切り替わります。

Q4. 所得が少ないのに保険料が高いのはどうして？

A4. 前年の所得状況で決定されるので、今年の所得が少なくても保険料が高くなる場合があります。また世帯主の所得状況も保険料算定の対象になります。

Q5. 転入前と後の役場から保険料通知書が届いたが、二重払いではないのか？

A5. 二重払いにはなりません。仮に納め過ぎがあった場合は、後日転入前の役場より還付されます。